

機関名：県北保健所

<管轄地域> | 平戸市 | 松浦市 | 佐々町 |

概要

県北保健所は、平戸市、松浦市と北松浦郡佐々町の2市1町で、人口約7万3千人（県全体の5.2%）を所管しています。

保健福祉班においては、精神障害者の早期治療の促進及び精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ると共に、地域住民の精神的健康の保持増進をはかるための諸活動を行っています。

業務（相談）内容

1. 企画調整、協議会等の開催
精神保健福祉対策を推進するための方策を検討する
2. 普及啓発及び研修
精神疾患や精神障害者に対する正しい知識の普及、自殺予防対策、市町の自殺対策支援等
3. 組織育成、支援
当事者活動の自立促進や家族会等、市町と連携し支援
4. 相談
職員による面接及び電話相談、精神科嘱託医による専門相談等
5. 訪問指導
6. 社会復帰及び社会参加への支援
精神障害者の地域移行や、精神科病院退院後の地域定着の促進を図る
7. 精神医療対策
精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する

利用方法

<精神保健福祉相談>

※相談は全て無料です。

※ご本人の他、ご家族、関係者からの相談も受け付けます。

- 1 電話相談：月～金（祝日、年末年始を除く）9：00～17：30
- 2 所内所外相談
 - ・保健所職員による相談：月～金（祝日、年末年始を除く）
9：00～17：30
 - ・精神科嘱託医師による相談：月1回（要予約）
- 3 家庭訪問：月～金（祝日、年末年始を除く） 9：00～17：30